

# 関東森林管理局入札等監視委員会審議概要

(Webサイト掲載日: 令和3年5月10日)

開催日及び場所		令和3年3月19日(金) 書面審議				
委員		橋爪 健 (弁護士) 武藤 善行 (公認会計士) 天笠 美由紀 (ジャーナリスト)				
審議対象期間		令和2年10月1日 ~ 令和2年12月31日				
審議対象案件		95件	うち、1者応札案件 41件 契約の相手方が公益社団法人等の案件			
抽出案件		5件 (抽出率 5.3%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 7.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件			
抽出案件内訳	工事	一般競争		23件	うち 1者応札 8件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約		0件		
	業務	一般競争		9件	うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		該当なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
	その他の随意契約		1件			
	物品・役務等	一般競争		62件	うち、1者応札案件 29件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		該当なし		
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
		随意契約(その他)		0件		
	(特記事項) 落札率が高い案件、1者応札の案件を抽出して審議					
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回答等		
	<p>○(A003治山工事) 初歩的な質問で恐縮だが、基準額と予定価格の関係を教えてほしい。本件では予定価格÷基準額=1.152...で、B011は、同じく1.1454...であるが、何を基準として約0.15という数値を出しているのか。</p>			<p>○予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約については、自動落札方式による最低入札を採用すると、契約内容に適合した履行がされないおそれがある場合の基準となる価格を設けており、これを『調査基準価格』といいます。調査基準価格については、契約ごとに定められた割合を予定価格に乗じて得た金額となっており、工事の場合は、以下のとおりです。 【例: 工事の場合】 A(予定価格) = 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等 B(基準価格) = (予定価格の直接工事費 × 9.7/10) + (予定価格の共通仮設費 × 9/10) + (予定価格の現場管理費 × 9/10) + (予定価格の一般管理費 × 5.5/10) ただし、基準価格は、B/A が、10分の9.2を超える場合にあっては、10分の9.2を上限とし、10分の7.5に満たない場合は、10分の7.5を下限とする。</p>		

委員からの意見・質問、それに対する回答等

○(B011林道工事)治山・林道工事は工事費の積算が比較的容易な工事と理解しているが、1回目の入札において応札者間で100万円もの差が出た理由、Dランクの落札者が予定価格に近い入札額で、Cランクである競合者が予定価格を大幅に上回る入札額であった理由をどう考えるか。

○(D005治山コンサル)測量・建設コンサルタント業務は、治山・林道工事と比較して工事費の積算が困難と理解していた。本年度の過去の委員会資料の単純平均落札率をみて第1回85.9%、第2回85.4%、第3回84.4%であった。ところが、本件の落札率の高さにつき担当官の分析では「業務に係わる単価や歩掛率を公表していることから予定価格に近い積算が可能」とあり、今回(第4回)の全案件の単純平均落札率は95.9%と従前の委員会案件より遥かに高いので、理解が一変した。これまでの3回の委員会案件と比較して第4回委員会の案件の単純平均落札率の高さの原因は何と考えられるか。

○(D005治山コンサル)本件の予定価格÷品質確保基準価格は1.2556・・・と治山・林道工事の予定価格÷基準額の数値よりも約0.1(10%)予定価格と基準額との差額が大きい。この差の理由を教えてください。

○(N015松くい虫防除請負)「予定価格や発注単価がおおむね推察でき」、5者も応札しているにもかかわらず、1回目の入札で5者全てが予定価格を超過した原因、また再入札が1者のみで4者(特に1回目1位の業者)も入札辞退した原因は何と考えられるか。

○(N015松くい虫防除請負)初回入札の入札参加者5者中4者が郵便入札だったとある。ほかの入札は電子入札システムによるものが多いようだが、電子入札にするか、しないかの判断基準を教えてください。現状、入札に参加したくても、電子入札では参加できない業者が多いのか。

○(N015松くい虫防除請負)甲府地区松くい虫防除請負事業について、郵送入札が4社あるが、郵送提出可能とする入札と郵送提出不可とする入札は何か基準(金額的等)があるのか知りたい。また、郵送提出可能とする入札は全体のどれくらいの割合となっているのか。

○1回目の入札において、2者ともに予定価格をオーバーしていること、2者の直接工事費及び共通仮設費に大きな差があること、また、入札を3回実施していることから、両者の積算において、各々が使用を考えた資材の価格が異なっていたため、差が生じたものと推測されます。

○本年度の過去の1件当たりの平均応札者数を計算したところ、第1回3.06者、第2回2.94者、第3回2.49者となっております。どの事業者も年度初めに業務を確保することを考え、結果、応札者が多くなり、より競争性が働くことにより落札率が低くなったものと考えます。一方、第4回は年度後半の発注であり、10件の発注に対し13者の応札で平均応札者数は1.30者となっております。この時期の応札者は、会社の手持ち事業や現場条件及び業務期間等を総合的に考慮し、メリットがあると判断した入札金額により応札を行った結果、落札率が高くなったものと考えます。

○ご質問は、測量・建設コンサルタント等業務と公共工事等の予定価格と基準価格の差のことと存じます。コンサル等業務と公共工事等とは、予算決算及び会計令第85条に規定する低入札価格調査基準の範囲がそれぞれ違っております。工事の場合は、抽出案件番号A003の回答のとおり、予定価格の10分の7.5から10分の9.2となっております。本件の測量・設計業務の場合は、以下のとおりです。

【測量の場合】  
設定範囲: 予定価格の10分の6から10分の8.2

○入札の実施にあたって5者中4者は郵便入札であったため、1回目1位の業者を含めて4者は再入札に参加できなかった。その様な状況下であったが、再入札を実施したのは工期的に松くい虫防除事業は時期を選ぶ作業であり、適期を逸してしまうためやむを得ず実施したところ、結果として落札率が高くなってしまった。

○現在、関東森林管理局においては、従来どおりの紙入札のほか、「電子入札システム」及び「電子調達システム」により入札を実施しています。「電子入札システム」については、平成26年度に農林水産省独自のシステムとして導入されたものであり、工事、測量・建設コンサルタント等の入札については、原則として、こちらのシステムを利用することになっております。「電子調達システム」については、全省庁において使用可能なシステムとなっており、林野庁においても、平成30年度～:物品調達、令和元年度～:事務系役務、令和3年度～:現場系役務(造林事業を除く)と試行的に運用しながら段階的に導入を進めてきたところです。今年度、現場系役務については、まだ試行実施の期間にあり、ご質問のありました「令和2年度甲府地区松くい虫防除請負事業」につきましては、紙入札で実施したところですが、今後は電子調達システムを利用して行うこととなります。なお、電子入札においては受注者側も機器等の準備が必要であり、当面の間、紙入札と電子入札の併用により入札を行うこととしています。

○入札書の提出方法については、関東森林管理局等競争契約入札心得において「入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる」としており、予定価格等の金額等により基準を設けているものではありません。郵便入札を認めている入札の割合については、詳細把握していません。

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>○(N015松くい虫防除請負)本件の予定価格調書には予定価格の記載のみで、基準額の記載がない理由を教えてください。</p> <p>○(N001保育間伐活用型)森林環境保全整備事業(上栗山地)について、毎年同種事業で1社応札が続いているため、複数年の事業期間設定での事業へ計画変更しているが、結果は例年同様1社応札となっている。今後、複数入札となるような方策は検討しているか。</p> <p>○(N001保育間伐活用型)1社応札が続いているというが今回の業者のことか。2年前の発注を落札したのは今回の業者か。</p> <p>○(N001保育間伐活用型)2億円を超える大きな工事であるが事業地が市街地より遠隔にある応札者のデメリットはそんなに大きいのか。デメリットが大きいと事実上地元業者しか応札できないのではないか。</p>	<p>○予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約については、自動落札方式による最低入札を採用すると、契約内容に適合した履行がされないおそれがある場合の基準となる価格を設けており、これを『調査基準価格』といいます。本件につきましては、予定価格が1,000万円以下であり、調査基準価格を設けていないため、予定価格調書にも記載がありません。</p> <p>○林業事業体の規模や企業数は地域により様々な状況であり、また、若手の担い手の育成、定着が難しい状況下にとの事業体もある中、当該地域について、事業規模を消化できるような企業が少なく、また、遠方から請負事業に参加するには事業地が奥地で遠方から参加するには採算に合わないなどの事情により1者入札が現状となっております。当方といたしましても、1者入札を回避すべく、HP等により広く情報を公開するなど取組を行っているところです。</p> <p>○今回の落札業者であり、2年前も今回と同一業者です。</p> <p>○金額的に見ると2億円超と高額ですが、奥地で条件の悪いところであると、生産性が落ち長期間林業機械等を1箇所に拘束されてしまう傾向にあり、近距離で効率的に事業を確保することが生産性もあがる事などが、敬遠される一因になっています。当方としては、1者入札を減らす取組として、複数年契約は長期に安定して事業量を確保できるメリットなど入札参加事業者が増えるようPRIに努めている状況です。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし</p>	

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	令和3年3月19日（金） 書面審議			
委員	橋爪 健（弁護士） 武藤善行（公認会計士） 天笠美由紀（ジャーナリスト）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	.	.	.	.
	内容等 該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会による意見の具申又は勧告の内容				